

学校における携帯電話の取扱い等に関する調査の項目について（案）

I 調査対象

- 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を含む）
- 市町村教育委員会

II 調査基準日

令和元年7月

III 調査項目

1. 児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指導方針について

（「はい」又は「いいえ」により回答）

- （1）都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び所管の学校に対して、児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指導方針（通知の発出等）を定めているか。
- （2）市町村教育委員会は、所管の学校に対して、児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指導方針（通知の発出等）を定めているか。

【1. の質問で、指導方針を定めていると回答した場合】

2. （1）以下のいずれを定めているか（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）（※1）ごとに回答）。

（※1）小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

- （ア）原則持込み禁止とすること（一律禁止も含む）
- （イ）原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること
- （ウ）原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること
- （エ）持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること
- （オ）持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること
- （カ）持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること
- （キ）市町村ごとに方針を明確化すること（内容については特に指定しない）（※2）
- （ク）その他

（※2）都道府県教育委員会のみ回答。小学校及び中学校における項目。

【上記（1）の質問で、小学校及び中学校について（エ）～（カ）を選択した場合】

（2）携帯電話の持込みを認めている理由は何か（複数回答可）

- ① 災害時の緊急連絡手段確保のため

- ② 犯罪に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連絡手段確保のため
- ③ 児童生徒の自治・自律に委ねることが適切と考えているため
- ④ その他（自由記述）

【上記（１）の質問で、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）について（エ）～（カ）を選択した場合】

（３）携帯電話の持込みを認めている理由は何か（複数回答可）

- ① 災害時の緊急連絡手段確保のため
- ② 犯罪に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連絡手段確保のため
- ③ 体調の急変に備えた緊急連絡手段確保のため
- ④ 児童生徒の自治・自律に委ねることが適切と考えているため
- ⑤ 特別支援学校については、文部科学省の通知等で携帯電話の持込みが禁止されているわけではないため
- ⑥ その他（自由記述）

【上記（１）の質問で、小学校、中学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）について（エ）～（カ）を選択した場合】

（４）指導方針においてルールに違反した際の罰則についても定めているか。

（「はい」又は「いいえ」により回答）

【上記（１）の質問で、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）について（イ）～（カ）を選択した場合】

（５）指導方針において、携帯電話にフィルタリングを設定するよう学校から保護者に働きかけを行うことを求めているか。

（「はい」又は「いいえ」により回答）

【１．の質問で、指導方針を定めていると回答した場合】

３．児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指導方針の周知方法について

（１）都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び所管の学校に対して、児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指導方針をどのように周知しているか（以下の①～⑤から選択。複数回答可）。

（２）市町村教育委員会は、所管の学校に対して、児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指導方針をどのように周知しているか（以下の①～⑤から選択。複数回答可）。

- ① 通知又は事務連絡の発出
- ② 各種会議における周知
- ③ パンフレットやリーフレット等の啓発資料の作成・配布
- ④ 地方公共団体のHPへの掲載
- ⑤ その他（自由記述）

【1. の質問で、指導方針を定めていないと回答した場合】

4. 児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指導方針を定めていない理由
 - (ア) 指導方針については、市町村教育委員会や学校に委ねることが適当と考えているため
 - (イ) 文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知）において、指導方針が示されているため
 - (ウ) その他（自由記述）

5. 平成28年4月以降に、子供の携帯電話の所持や利用実態等に関する調査を行ったことがあるか。
 - （「はい」又は「いいえ」により回答）